

令和 5 年

奈良市議会 5 月臨時会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 19 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 27 号	市長専決処分の報告について……………	25
奈良市議案第 60 号	和解について……………	27

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和5年4月25日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,947,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,927,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 . 国庫支出金		30,002,263	1,947,800	31,950,063
	2 . 国庫補助金	3,022,025	395,800	3,417,825
	4 . 国庫交付金	5,779,278	1,552,000	7,331,278
歳入合計		149,980,000	1,947,800	151,927,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 . 民生費		67,676,667	1,947,800	69,624,467
	1 . 社会福祉費	31,429,581	1,552,000	32,981,581
	2 . 児童福祉費	23,174,096	395,800	23,569,896
歳出合計		149,980,000	1,947,800	151,927,800

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	30,002,263	1,947,800	31,950,063
歳 入 合 計	149,980,000	1,947,800	151,927,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	67,676,667	1,947,800	69,624,467	1,947,800			—
歳 出 合 計	149,980,000	1,947,800	151,927,800	1,947,800			—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,187,256	395,800	1,583,056	5 児童措置費補助金	213,900	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	
				9 母子福祉費補助金	181,900		
計	3,022,025	395,800	3,417,825				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	340,071	1,552,000	1,892,071	1 一般管理費国庫交付金	1,552,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	5,779,278	1,552,000	7,331,278				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,216,127	1,552,000	2,768,127	特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,552,000	10 需用費	599	住民税非課税世帯支援給付金事業経費
					11 役員費	18,261	
					12 委託料	123,000	
					13 使用料及び賃借料	140	
					18 負担金補助及び交付金	1,410,000	
					計	31,429,581	
第3款 民生費							

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 児童措置費	9,334,961	213,900	9,548,861	特定財源 (内訳) 国庫支出金 213,900	10 需用費	138	子育て世帯生活支援特別給付金事業経費
					11 役員費	667	
					12 委託料	8,695	
					19 扶助費	204,400	
5 母子福祉費	1,465,355	181,900	1,647,255	特定財源 (内訳) 国庫支出金 181,900	10 需用費	172	子育て世帯生活支援特別給付金事業経費
					11 役員費	813	
					12 委託料	6,715	
					19 扶助費	174,200	
計	23,174,096	395,800	23,569,896	特定財源 一般財源 395,800 0			

第3款 民生費

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年9月19日午前11時頃、奈良市青山コートにおいて発生した、コートの剥離により相手方が転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 41,461円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年10月30日午後3時30分頃、奈良市都祁馬場町地内において発生した、奈良市都祁生涯スポーツセンター敷地内からの倒木により、隣接する倉庫を破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 861,740円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年4月18日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月11日午前9時7分頃、奈良市西大寺国見町二丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の扉に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 401,500円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年4月18日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年6月30日午前8時頃、奈良市西九条町三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の自転車のギア等が損傷し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 69,286円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年4月18日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年12月31日午後0時50分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 343,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年4月18日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年2月2日午後6時30分頃、奈良市都祁吐山町地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 147,634円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年4月24日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年12月13日午前9時20分頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 167,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年4月24日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年12月26日午前9時3分頃、奈良市東紀寺町三丁目地内において発生した、本市の公用車から飛散した集積物の破片により、相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 167,581円

下記和解の趣旨のとおり、相手方仲川は奈良市に対し解決金3,000万円を支払い、相手方■■■らも奈良市に対し解決金3,000万円を支払う。

奈良市は相手方仲川及び相手方■■■らによる、解決金全額の支払いをもって、本件訴訟における相手方仲川及び相手方■■■らに対するその余の請求を放棄する。

3 和解の趣旨

(1) 令和4年(ワ)第55号事件

- ① 相手方仲川は、奈良市に対し、本件(奈良地方裁判所令和4年(ワ)第55号損害賠償請求事件の請求原因に係る奈良市と相手方との紛争一切をいう。以下同じ。)の解決金として3,000万円の支払義務があることを認める。
- ② 奈良市と相手方仲川は、令和5年4月25日、前項の金員のうち397万7,539円の支払債務と、奈良市の相手方仲川に対する令和3年12月、令和4年6月及び同年12月の期末手当に相当する同額の預り金返還債務とを対当額で相殺する。
- ③ 相手方仲川は、奈良市に対し、第1項の金員のうち前項による相殺後の残額2,602万2,461円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- ④ 奈良市及び相手方仲川は、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- ⑤ 奈良市はその余の請求を放棄する。
- ⑥ 奈良市及び相手方仲川は、奈良市と相手方仲川の間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ⑦ 訴訟費用は各自の負担とする。

(2) 令和4年(ワ)第56号事件

- ① 相手方■■■らは、奈良市に対し、本件(奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号損害賠償請求事件の請求原因に係る奈良市と相手方らとの紛争一切をいう。以下同じ。)の解決金として3,000万円の支払義務があることを認める。
- ② 相手方■■■らは、奈良市に対し、前項の金員のうち1,000万円を令和5年6月30日限り、支払う。

- ③ 相手方■■■らが前項の金員を支払ったときは、奈良市は、奈良市を債権者、相手方■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第36号債権仮差押命令申立事件を取り下げる。
- ④ 相手方■■■らは、第1項の金員のうち2,000万円を、前項の取下げの日から起算して30日後の日限り、連帯して支払う。
- ⑤ 相手方■■■らが、前項の金員を支払ったときは、奈良市は、奈良市を債権者、相手方■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第35号不動産仮差押命令申立事件を取り下げる。
- ⑥ 相手方■■■らは、奈良市が第3項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第570号をもって供託した金1,040万円及び同令和3年度金第572号をもって供託した金460万円）及び前項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第569号をもって供託した金415万円及び同令和3年度金第571号をもって供託した金185万円）の各取消しに同意し、奈良市と相手方■■■らは、各取消決定に対し抗告しない。
- ⑦ 奈良市及び相手方■■■らは、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- ⑧ 奈良市はその余の請求を放棄する。
- ⑨ 奈良市及び相手方■■■らは、奈良市と相手方■■■らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ⑩ 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解の理由

前件訴訟において確定した判決に従い損害賠償金の全額を回収するべく本訴訟を進めてきたところ、奈良地方裁判所から買収地の早期取得によって免れた財政負担及び新斎苑供用により生じた収入増加といった利益その他の事情を考慮して和解案及び和解条項案の提示がなされたことから、本市においても供用開始以降の市や市民の経済的な利益や便益等の諸事情を総合的に考慮することとし、上記のとおり和解し、その余の請求を放棄しようとするものである。